

仕組みのイメージ

委員会等からの報告又は記録の提出の求め(国会法第104条第1項)



求めに応じないとして理由を疎明(国会法第104条第2項)

報告又は記録の提出

(理由を受諾することができない場合)

【新たな仕組み】

特定秘密以外の行政上の秘密が含まれる報告又は記録の提出の求めに応じなかった場合、情報監視審査会に対し、応じないことについて審査を求めることができる。

情報監視審査会は、審査の結果を通知する。この場合において、その通知には、保護措置に関する事項を含むことができる。

新たに保護措置を講じた上で、改めて報告又は記録の提出を求めることができる。

(なお、提出の求めに応じない場合)

(情報監視審査会の審査結果を受けて、なお提出の求めに応じない理由を受諾できない場合)

報告又は記録の提出が国家の重大な利益に悪影響を及ぼす旨の内閣声明を要求(国会法第104条第3項前段)

内閣声明があった場合、報告又は記録の提出をする必要がない。(国会法第104条第3項後段)

要求後10日以内に内閣が声明を出さない場合、報告又は記録の提出をしなければならない。(国会法第104条第4項)